

水道請負工事積算要領 新旧比較表

<p>現行（令和6年4月）</p>	<p>改定（令和6年10月）</p>	<p>備考</p>
<p style="text-align: center;">水道請負工事費積算要領</p> <p style="text-align: right;">令和6年4月改定</p> <p>この要領は、札幌市水道局の水道工事を請負施行に付する場合における工事の設計書に計上すべき当該工事の工事費の算定について、必要な事項を定めるものである。 別表第一～第三は、札幌市「土木工事積算要領及び資料」及び「水道事業実務必携」に基づいた水道工事に関するものである。</p> <p>※1 本要領は市単独事業に適用されるものであり、厚生労働省補助事業に関しては水道事業実務必携を参照すること（適用年度は別途公表）。 ※2 現場環境改善費を適用する場合は令和5年度水道事業実務必携を参照すること。</p>	<p style="text-align: center;">水道請負工事費積算要領</p> <p style="text-align: right;">令和6年10月改定</p> <p>この要領は、札幌市水道局の水道工事を請負施行に付する場合における工事の設計書に計上すべき当該工事の工事費の算定について、必要な事項を定めるものである。 別表第一～第三は、札幌市「土木工事積算要領及び資料」及び「水道事業実務必携」に基づいた水道工事に関するものである。</p> <p>※1 本要領は市単独事業に適用されるものであり、国土交通省補助事業に関しては水道事業実務必携を参照すること（適用年度は別途公表）。 ※2 現場環境改善費を適用する場合は令和6年度水道事業実務必携を参照すること。</p>	<p>表記の修正</p>

水道請負工事積算要領 新旧比較表

現行（令和6年4月）					改定（令和6年10月）					備考			
【別表第二】 第1表 間接工事費等の項目別対象表 1-1. 工種区分：水道工事（1）、（2）、（4） 【凡例】○対象とする ×対象としない					【別表第二】 第1表 間接工事費等の項目別対象表 1-1. 工種区分：水道工事（1）、（2）、（4） 【凡例】○対象とする ×対象としない								
間接工事費等		共通仮設費	現場管理費	一般管理費等	間接工事費等		共通仮設費	現場管理費	一般管理費等				
対象額 項目		対象額	直接工事費+共通仮設費 =純工事費	純工事費+現場管理費 =工事原価	対象額 項目		対象額	直接工事費+共通仮設費 =純工事費	純工事費+現場管理費 =工事原価				
局 支 給 材 料	A	一般材料 【B・C以外の材料】	○ (1/2 対象)	○ (1/2 対象)	×	局 支 給 材 料	A	一般材料 【B・C以外の材料】	○ (1/2 対象)	○ (1/2 対象)	×		
	B	その他材料 【備考2】	×	○ (1/2 対象)	×		B	その他材料 【備考2】	×	○ (1/2 対象)	×		
	C	メータ関係材料 【備考3】	○	×	×		C	メータ関係材料 【備考3】	○	×	×		
(業者 調達 材料)	水道 資 材	D	一般材料 【E・F以外の材料】	○	○	(業者 調達 材料)	水道 資 材	D	一般材料 【E・F以外の材料】	○	○		
		E	水道施設材料 (第2表参照)	○ (1/2 対象)	○ (1/2 対象)			○	E	水道施設材料 (第2表参照)	○ (1/2 対象)	○ (1/2 対象)	○
		F	その他材料 【備考4】	×	○ (1/2 対象)			○	F	その他材料 【備考4】	×	○ (1/2 対象)	○
その他		「水道事業実務必携（間接工事費等の項目別対象表）」を参照			その他		「水道事業実務必携（間接工事費等の項目別対象表）」を参照						
備考1：本表は水道工事（1）、水道工事（2）、水道工事（4）に適用する。					備考1：工種区分が水道工事（1）（2）（4）以外でも、水道局発注工事において水道材料を使用する場合は本表を適用する。					備考1 修正			
備考2：材料保管を要しない材料及び局が材料保管用地を提供する場合の材料。					備考2：材料保管を要しない材料及び局が材料保管用地を提供する場合の材料。								
備考3：工種区分が「改修電気設備工事」及び「改修機械設備工事」の材料。					備考3：工種区分が「改修電気設備工事」及び「改修機械設備工事」の材料。								
備考4：水管橋等の工場製作材料。なお、国庫補助事業対象工事は、全て厚生労働省基準（水道事業実務必携）に準じる。					備考4：水管橋等の工場製作材料。なお、国庫補助事業対象工事は、全て国土交通省基準（水道事業実務必携）に準じる。					表記の修正			

水道請負工事積算要領 新旧比較表

現行（令和6年4月）					改定（令和6年10月）					備考	
1-2. 工種区分：構造物工事（浄水場等）					1-2. 工種区分：構造物工事（浄水場等）						
【凡例】○対象とする ×対象としない					【凡例】○対象とする ×対象としない						
間接工事費等		共通仮設費	現場管理費	一般管理費等	間接工事費等		共通仮設費	現場管理費	一般管理費等		
対象額		対 象 額	直接工事費+共通仮設費	純工事費+現場管理費	対象額		対 象 額	直接工事費+共通仮設費	純工事費+現場管理費		
項目			=純工事費	=工事原価	項目			=純工事費	=工事原価		
局支給材料	A	管材費 【B・C外の材料】	○ (1/2対象)	○ (1/2対象)	×	局支給材料	A	管材費 【B・C外の材料】	○ (1/2対象)	○ (1/2対象)	×
	B	一般材料 【備考2】	×	○ (1/2対象)	×		B	一般材料 【備考2】	×	○ (1/2対象)	×
	C	メータ関係材料 【備考3】	○	×	×		C	メータ関係材料 【備考3】	○	×	×
(業者調達材料) 水道資材	D	一般材料 【E・F以外の材料】	○	○	○	(業者調達材料) 水道資材	D	一般材料 【E・F以外の材料】	○	○	○
	E	管材費(水道施設材料) (第2表参照)	○ (1/2対象)	○ (1/2対象)	○		E	管材費(水道施設材料) (第2表参照)	○ (1/2対象)	○ (1/2対象)	○
	F	桁等購入費 【備考4】	×	○ (1/2対象)	○		F	桁等購入費 【備考4】	×	○ (1/2対象)	○
その他		「水道事業実務必携（間接工事費等の項目別対象表）」を参照									
備考1：本表は構造物工事（浄水場等）に適用する。					備考1：材料保管を要しない材料及び局が材料保管用地を提供する場合の材料。					備考1削除	
備考2：材料保管を要しない材料及び局が材料保管用地を提供する場合の材料。					備考2：工種区分が「改修電気設備工事」及び「改修機械設備工事」の材料。						
備考3：工種区分が「改修電気設備工事」及び「改修機械設備工事」の材料。					備考3：水管橋等の工場製作材料。なお、国庫補助事業対象工事は、全て国土交通省基準（水道事業実務必携）に					表記の修正	
備考4：水管橋等の工場製作材料。なお、国庫補助事業対象工事は、全て厚生労働省基準（水道事業実務必携）に準じる。					準じる。						